

いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめへの対応

(1) 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

＜未然防止のための措置＞

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、マイサポーターや気がかりポストを活用し、常に生徒の様子を把握するとともに、いじめ防止対策委員会や生徒支援委員会を設置して、情報交換や指導についての話し合いを丁寧に行う体制をとる。

- ・いじめ防止対策委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、カウンセリング指導員等参加）を適宜開催し、生徒理解の推進を図ると同時にいじめの予防に努める。
- ・生徒支援委員会（教頭、生徒指導主事、カウンセリング指導員、学年生徒指導担当等参加）を毎週開催し、生徒支援について話し合い、いじめの予防に努める。
- ・毎日の出来事を各学年から集め、生徒指導日誌に記録して共通理解を図る。
- ・いじめの未然防止のために、事例研修等の職員の共通理解のための研修の場を設け、教職員の意識向上を図る。
- ・対応の共通化を図るためのチェックリストを作成し、未然防止に努める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、生徒の社会性を育む。幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論するなどのいじめ防止に資する活動を推進する。

- ・校外学習、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」、修学旅行等学年での活動や生徒会活動等で意義のある体験活動を推進する。

ウ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。また、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

また、全教室等に「いじめをなくす射水市民五か条」を掲示し、日常の生活指導に活用し、心身ともに健やかな生徒の育成に取り組む。

- ・分かる授業を目指して、本時の課題、まとめを明確にする板書を全授業で推進し、生徒の理解を高めるように努める。
- ・個に応じた指導の充実に努め、基本的な学習内容の定着を図る。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての生徒が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設定し、自己有用感が高められるように努める。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるようにする。

- ・学級で一人一役を推進し、活躍できる場を設定し、互いに認め合える集団づくりを推進する。
- ・全教育活動を通して、教師が生徒に寄り添う意識をもち、師弟同行の実践を通してがんばりを認め、自己肯定感を高める。

オ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

また、生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- ・委員会や生徒会の場を活用して「人権」や「いじめ」に関する生徒集会や委員会活動を生徒が企画・実践する。
- ・いじめについての新聞記事等を教材にして、話し合いの場を設け、人権に対する意識の向上を図る。

(2) 早期発見

些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

ア 定期的なアンケート調査

- ・学期に1回以上の「さわやか調査」（いじめに関する調査）や、年間2回のWeb Q Uを実施し、生徒の実態を把握する。
- ・記載内容を受けて教職員等で連携して早期に対応する。

イ 定期的な個人面談（教育相談）

- ・「さわやか調査」等を基にして、面接週間の期間を設けて全員に面接を行い、個に応じた支援を行う。
- ・健康や心に関する調査内容も活用して支援、助言する。スクールカウンセラーや養護教諭等との連携を日頃から密にしていく。
- ・「気がかりポスト」を設置し、気軽に相談できる体制を整える。

ウ 迅速な対応と準備

- ・学習・生活の記録の記載内容で気になる情報を共有し、生徒の実態把握に努める。
- ・授業や休み時間等で気になる情報については、各教員間で連絡を取り合い、場合によっては面談を実施する。
- ・生徒支援委員会を週1回実施し、生徒の状況や情報の収集に努め、適切な指導・支援を行う。
- ・相談ボックスを設置し、悩みや困っていることの相談の充実に努める。

エ 家庭、地域、関係機関等との連携（情報収集）

- ・保護者からの相談については、担任や学年を中心に早期に対応し、連携を図る。
- ・PTAの役員や保護者との懇談を通して、情報収集に努める。
- ・小学校と中学校間で情報交換を適宜行い、中1ギャップの未然防止に努めるなど、学校間の連携を図る。
- ・学校運営協議会、地域、関係機関等との交流を通して、情報交換が円滑に行える環境を整える。

(3) 早期対応

相談・発見・通報を受けた場合には、速やかに当該いじめに係る情報を報告し、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的な対応につなげる。

＜いじめに対する措置＞

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・人間関係のトラブルや悪ふざけ等も含め、いじめと疑われる行為を発見した場合には、真摯にかつ速やかに傾聴し、校内で情報を共有して組織的に対応する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学年主任や生徒指導主事を通して、直ちに管理職に報告する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

イ いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられている生徒の安全を確保する。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育アドバイザー等専門家との連携を図る。

ウ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を明らかにするとともに、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、市教育委員会や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

オ インターネット上のいじめへの対応

- ・SNS等のインターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、保護者に事実関係を伝える。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に連携し、適切に援助を求める。
- ・「小杉中生徒メディア利用の心得」遵守や情報モラル教育を進めるとともに保護者への理解を図り、未然防止に努める。

(4) 再発防止

ア いじめが解消している状態

- ・いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態。

イ 生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態

- ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができる状態。

＜再発防止のための措置＞

ア いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援や声掛け等を行う。
- ・絶対に守るという姿勢と味方であることを伝え続ける。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、学年主任 等

※必要に応じて、学級担任、養護教諭、心理や福祉等の専門的知識を有する者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）や弁護士、医師、警察官経験者等を追加する。

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（生徒や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

5 家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

＜連携のための措置＞

- ・学校基本方針を公表し、地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。
- ・小杉中学校区健全育成協議会を設置し、小中学校の事例や取組等を共有し、学校間の連携の充実を図るとともに、いじめ防止等の対策が地域において一体的に行われるように努める。
- ・校区の地域振興会や見守り隊等、関係団体との連携を密にして、情報の収集に努める。

6 重大事態への対応

(1) 学校による対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」により適切に対応する。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え【第2章】

- ・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携し対応をとる。

○学校等のいじめにおける基本的姿勢【第3章】

- ・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」について

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 「相当の期間」について

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらない。

(2) 重大事態の報告、調査について

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従い、適切に対応する。

7 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4 月	・生徒指導に関する校内研修 (生徒理解研修会) ・地域あいさつ運動参加(三ヶ地区)	10月	・W e b Q U調査の実施及び実態把握と対応策の検討 ・中学校区あいさつ運動実施 ・薬物乱用防止教室 (全校)
5 月	・生徒会や委員会による「あいさつ運動」や「生徒集会」等の実施 ・W e b Q U調査の実施及び実態把握と対応策の検討	11月	・「さわやか調査 (学校生活調査)」の実施 ・教育相談 (全員面接) ・インターネット・SNS 安全利用教室 (全校)
6 月	・「さわやか調査 (学校生活調査)」、「マイサポーター調査」の実施 ・教育相談 (全員面接) ・中学校区あいさつ運動実施	12月	・教育相談 (全員面接) ・生徒会による「人権週間」に向けた取組 (生徒集会 人権集会) ・生徒指導に関する校内研修 (生徒理解研修会)
7 月	・保護者アンケートの実施 ・生徒指導に関する校内研修 (生徒理解研修会)	1 月	・生徒会や委員会による「あいさつ運動」や「生徒集会」等の実施
8 月	・生徒理解に関する校内研修 (2 学期に向けての見直し、準備、事例研修等)	2 月	・「さわやか調査 (学校生活調査)」の実施 ・教育相談 (全員面接) ・保護者アンケートの実施 ・学校評価の結果集計、考察
9 月	・「健康と心に関する調査」の実施 ・地域あいさつ運動参加(三ヶ地区) ・地域活動参加 (旧北陸道アートIN小杉)	3 月	・生徒指導に関する校内研修 (来年度に向けての見直し、準備) ・生徒指導に関する校内研修 (生徒理解研修会)
毎月	・いじめ防止対策委員会 ・不登校対策委員会	毎週	・生徒支援委員会